

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（300）」

2. 日時：平成29年8月25日 16時00分～18時30分

3. 場所：原子力規制庁 19階会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、皆川保安規定係長、義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、
角谷安全審査官、日南川安全審査官、正岡安全審査官、吉村安全審査官、千明
技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：北川執行役員 開発計画室 他14名

東北電力株式会社：土木建築部 火力原子力土木 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力発電運営チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当(原子力運営)

電源開発株式会社：原子力土木室 土木管理タスク 担当 他1名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、『東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』における、東海第二発電所の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への対応のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<保管場所について>

- 地下水位の設定の考え方について整理して提示すること。
- 敷地内地層の相対密度75%の設定の妥当性及びデータの網羅性について整理して提示すること。
- 斜面安定性について、PWRプラントでは盛り土を崩すか、斜面から離隔をとることで建屋の安全性を確保しているが、東海第二における離隔での説明性について整理して提示すること。
- 斜面影響評価フローチャートの分岐判断の考え方について整理して提示すること。

<アクセスルートについて>

- 敷地内の建物について倒壊範囲を整理して提示すること。また、評価対象の代表性について整理して提示すること。
- アクセスルートの最大勾配について整理して提示すること。
- 薬品タンク倒壊によるアクセスルートへの薬品拡散範囲及びホース敷設等への影響について整理して提示すること。
- Ss地震動の影響を受けずにアクセスルートを確保できることの実現性について整理して提示すること。
- 側方流動が想定される範囲において使用できなくなるアクセスルートの有無を整理して提示すること。
- 路盤補強を行う対象の選定方法について、液状化による浮き上がりと沈下量に基づき抽出する手法について、考え方を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について